

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第2号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 140,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(1)ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 300,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)ウ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 17,000円

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号(2)ウ(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 17,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(1)中「・」を「、」に、「第1条第1号ロ」を「第1条第1項第1号ロ」に改め、同(1)ア中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)

までとし、同アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物
110,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
150,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(1)イ中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、同イ中(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)までとし、同イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等
26,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の工場等
38,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(2)ア中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、同ア中(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)までとし、同アに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物
290,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
370,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第1号(2)イ中「それぞれ」を「、それぞれ」に、「金額」を「額」に改め、同イ中(エ)を(カ)とし、(ア)から(ウ)までを(ウ)から(オ)までとし、同イに(ア)及び(イ)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の工場等
31,000円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の工場等
43,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第3号(1)中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同(1)中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、同(1)ア中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同アを同(1)イとし、同(1)にアとして次のように加える。

ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物
26,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号(1)ア及びイ（(イ)及び(ウ)を除く。）中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同イ(イ)及び(ウ)を次のように改める。

(イ) 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び基準省令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同号ロ(2)の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 150,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 240,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 310,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 370,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円

(ウ) 非住宅部分（(イ)に該当するものを除く。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 230,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(1)ウ中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同ウ(ウ)中「第30条第1項第4号」を「第35条第1項第4号」に、「登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録住宅性能評価機関等」という。)」を「登録住宅性能評価機関等」に改め、同号(2)中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同(2)イ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同イ(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 16,000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号(2)ウ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同ウ(ウ)中「第30条第1項第4号」を「第35条第1項第4号」に改め、同表第6号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表第7号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号ウ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同表第8号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表第9号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号(1)ウ中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同ウ(ウ)中「第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして」を「第1条第1項第1号ロの評価方法により」に改め、同号(2)中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。